

令和2年2月25日
消 防 庁**非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（案）に対する意見募集**

消防庁は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（案）の内容について、令和2年2月26日から令和2年3月12日までの間、意見を募集します。

1 主な改正内容

最近における社会経済情勢に鑑み、非常勤消防団員等の公務上の災害等に対する損害補償の補償基礎額の改定を行います。

2 意見募集対象及び意見公募要領**○ 意見募集対象**

- ・非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（案）〈政令〉

○ 意見公募要領の詳細については、別紙を御覧ください。**3 意見募集の期限**

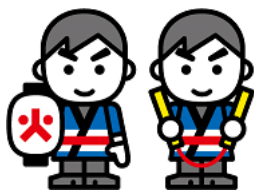
令和2年3月12日（木）（必着）（郵送の場合は、締切日の消印まで有効。）

4 今後の予定

皆様からお寄せ頂いた御意見を検討した上で、当該政令を公布する予定です。

5 資料入手方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）(<https://www.e-gov.go.jp/>)の「パブリックコメント」欄及び消防庁ホームページ(<https://www.fdma.go.jp/>)の「報道資料」欄に掲載するとともに、連絡先窓口において配布することとします。

**【連絡先】**

消防庁国民保護・防災部地域防災室
石川課長補佐、岩熊事務官
TEL：03-5253-7561（直通）
E-mail：syobodan@ml.soumu.go.jp

意見公募要領

1 意見募集対象

- ・ 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令(案)

2 資料入手方法

準備が整い次第、電子政府の総合窓口 (e-Gov) (<https://www.e-gov.go.jp/>) の「パブリックコメント」欄及び消防庁ホームページ (<https://www.fdma.go.jp/>) の「報道資料」欄に掲載するとともに、連絡先窓口において配布することとします。

3 意見の提出方法

下記(1)の場合は、意見提出フォームに郵便番号、氏名及び住所(法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)並びに連絡先(電話番号又は電子メールアドレス)を記載の上、意見提出期限までに提出してください。

下記(2)～(4)のいずれかの場合は、意見書(別紙様式)に氏名及び住所(法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)、並びに連絡先(電話番号又は電子メールアドレス)を明記の上、意見提出期限までに提出してください。

なお、意見を正確に把握する必要があるため、電話等による意見は御遠慮願います。また、提出意見は必ず日本語で記入してください。

(1) 電子政府の総合窓口「e-Gov」を利用する場合

電子政府の総合窓口「e-Gov」(<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>)の意見提出フォームから御提出ください。

なお、添付ファイルは利用できません。添付ファイルを送付する場合は、(2)により提出してください。

(2) 電子メールを利用する場合

電子メールアドレス：syobodan@ml.soumu.go.jp

総務省消防庁地域防災室あて

※意見の提出を装ってウイルスメールが送付される事案を防ぐため、(1)の電子政府の総合窓口(e-Gov)を極力御利用いただきますよう、御協力のほどよろしくお願いいたします。

※メールに直接意見を書き込んでいただきますようお願いいたします。添付ファイルを送付する場合、ファイル形式は、テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル、ジャストシステム社一太郎ファイルにより提出してください(他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。)

※電子メールアドレスの受取可能最大容量は、メール本文等を含めて10MBとなっています。

(3) 郵送する場合

〒100-8927 東京都千代田区霞が関2-1-2

総務省消防庁地域防災室あて

別途、意見の内容を保存した光ディスクを添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の条件は次のとおりです。

○ディスクの種類：CD-R、CD-RW、DVD-R 又は DVD-RW

○ファイル形式：テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル(他のファイル形式とする場合には、事前に担当者までお問合せください。)

○ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載してください。

なお、送付いただいたディスクについては、返却できませんのであらかじめ御了承ください。

(4) FAX を利用する場合

FAX 番号：03-5253-7576

総務省消防庁地域防災室あて

※連絡先窓口の担当に電話連絡後、送付してください。

なお、別途、電子データによる送付をお願いする場合があります。

4 意見提出期間

令和2年2月26日(水)から令和2年3月12日(木)まで(必着)

※郵送については、締切日の消印まで有効とします。

5 留意事項

- ・意見が1,000字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。また、それぞれの意見には、当該意見の対象である命令等の案の名称、そのページ等を記載してください。
- ・提出された意見は、電子政府の総合窓口（e-Gov）及び消防庁ホームページに掲載するほか、総務省消防庁地域防災室にて配布又は閲覧に供します。
- ・御記入いただいた氏名（法人又は団体にあつては、その名称並びに代表者及び連絡担当者の氏名）、住所（所在地）、電話番号、電子メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。
- ・なお、提出された意見とともに、意見提出者名（法人又は団体にあつてはその名称及び代表者の氏名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含みません。）を公表する場合があります。法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名について、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください（連絡担当者の氏名は公表しません。）。
- ・意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。
- ・意見提出期間の終了後に提出された意見、意見募集対象である命令等の案以外についての意見については、提出意見として取り扱わないことがありますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された意見は、結果の公示の際、必要に応じ整理・要約したものを公示することがあります。その場合には、提出された意見を連絡先窓口に備え付け、閲覧に供しますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された意見を公示又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、提出意見の全部又は一部を除いて公示又は公にすることがありますので、あらかじめ御了承ください。

6 連絡先窓口

総務省消防庁地域防災室

担 当：岩熊

電 話：03-5253-7561

F A X：03-5253-7576

電子メールアドレス：syobodan@ml.soumu.go.jp

意見書

令和 年 月 日

総務省消防庁地域防災室 へ

郵便番号：〒

(ふりがな)

住所：

(ふりがな)

氏名(注1)：

電話番号：

電子メールアドレス：

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令(案)に関し、以下のとおり意見を提出いたします。

(以下に意見を記載する。別紙に記載する場合は「別紙に記載」と記載し、意見を記載した別紙を添付する。)

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

「非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令案」について（概要）

1. 趣旨

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第51号）により、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）別表第4イ公安職俸給表（一）が改定されることに伴い、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号。以下「令」という。）で定める非常勤消防団員等及び消防作業従事者等の損害補償に係る補償基礎額について、所要の改正を行うもの。

2. 改正の概要

① 令第2条第2項第1号、別表関係

（単位：円）

階 級	勤 務 年 数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長及び副団長	12,440 (12,400)	13,320 (13,300)	14,200 (14,200)
分団長及び副分団長	10,670 (10,600)	11,550 (11,500)	12,440 (12,400)
部長、班長及び団員	8,900 (8,800)	9,790 (9,700)	10,670 (10,600)

備考：（ ）内書は現行の補償基礎額である。

② 令第2条第2項第2号関係

消防作業従事者等の補償基礎額の最低額を8,800円から8,900円に引き上げる。

3. 施行期日等

公布日：令和2年3月下旬

施行日：令和2年4月1日

適用期日：改正後の令第2条第2項第2号及び別表の規定は、令和2年4月1日以後に支給すべき事由の生じた非常勤消防団員等に係る損害補償及び同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金等について適用する。